

諮問番号：平成25年（情）諮問第1号

平成25年（情）諮問第2号

事件名：東京地方裁判所から提出された支出証拠書類のうち東京第三検察審査会に係る検察審査員の日当等が分かる文書（平成21年4月分から7月分まで）の一部開示決定に関する件

平成23年3月及び24年11月の行政文書開示決定に当たり会計検査院と最高裁判所との間で取り交わされた開示の可否に関する意見照会及び回答に係る文書の一部開示決定に関する件

諮問日：平成25年 2月 6日（平成25年（情）諮問第1号）

平成25年 5月27日（平成25年（情）諮問第2号）

答申番号：答申（情）第61号（平成25年（情）諮問第1号）

答申（情）第62号（平成25年（情）諮問第2号）

答申日：平成26年12月 3日

答申書

第1 審査会の結論

1 平成25年（情）諮問第1号関係

東京地方裁判所から提出された支出証拠書類のうち東京第三検察審査会に係る検察審査員等の日当等の支出が明記されている文書（平成21年度21年5月分から同年7月分まで）（以下「文書1」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を開示としたことは妥当である。

2 平成25年（情）諮問第2号関係

会計検査院が23年3月4日付け230普第50号により行った一部開示決定及び24年11月22日付け240普第310号により行った一部開示決定に当たり、同院と最高裁判所との間で取り交わされた開示の可否に関する意見照会を求めたことが分かる文書及びその回答文書として特定された下記の①から⑦までの文書（以下、これらの文書を文書1と合わせて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に掲げる部分を開示することが妥当である。

また、その余の部分を不開示としたことは妥当である。

- ① 24年10月25日付け意見照会に係る電子メール本文を印刷した文書（以下「文書2」という。）
- ② 文書2に添付されている「開示請求対象文書一覧（リスト）」及び「不開示部分一覧表」（以下「文書3」という。）
- ③ 24年11月9日付け回答に係る電子メール本文を印刷した文書（以下「文書4」という。）
- ④ 文書4に添付されている「不開示部分一覧表」（以下「文書5」という。）
- ⑤ 23年2月24日付け「行政文書の開示等に関する意見について（照会）」と題する文書（以下「文書6」という。）
- ⑥ 23年3月2日付け「行政文書の開示等に関する意見について（2月24日付け231普第109号に対する回答）」と題する文書（以下「文書7」という。）
- ⑦ 文書7に添付されている「不開示部分一覧表」（以下「文書8」という。）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対して、処分庁である会計検査院事務総長が行った24年11月22日付け240普第310号により行った一部開示決定（文書1を対象。平成25年（情）諮問第1号関係。以下「1号決定」という。）及び25年3月26日付け250普第63号により行った一部開示決定（文書2から文書8までを対象。平成25年（情）諮問第2号関係。以下「2号決定」という。また、以下、1号決定と2号決定を合わせて「原処分」という。）を取り消し、審査請求人が開示すべきとする部分の開示を求めるといふものである。

そして、本件審査請求が行われた後、処分庁は、原処分を変更し、後記第3の1(1)エのとおり、本件対象文書の一部を追加して開示する旨の決定（以下「変更処分」という。）を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるといふものに変更している。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書等の記載及び審査請求人による口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 文書1は、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した検察審査員等の交通費、日当等（以下「旅費」という。）の支出に係る支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書、請求書等であるが、処分庁が23年3月4日付け230普第50号により行った一部開示決定（以下「別途決定」という。）と1号決定を比較すると、明らかに開示と不開示に差があり、このような不公平な措置に納得がいかない。

すなわち、別途決定の場合、請求書に記載されている公職の身分を有する特定の個人の氏名（被疑者名）が開示されており、黒塗りになっていない。また、検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日（出頭年月日）のうち検察審査会の議決日も開示されている。ところが、1号決定では、請求書に記載されているはずの公職の身分を有する特定の個人の氏名（被疑者名）が黒塗りになっていて、また、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている出頭年月日のうち検察審査会の議決日も黒塗りとなっている。別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異なることは整合性が図られず、開示請求者にとって情報に混乱を来すものとなり、会計検査院に対する国民の信頼を著しく損なうものである。

よって、請求書に記載されている公職の身分を有する特定の個人の氏名（被疑者名）と、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている検察審査会の議決日については、開示されるべきである。

イ 検察審査会法（昭和23年法律第147号）第26条は、「検察審査会議は、これを公開しない。」と規定されているが、これは、検察審査会議に一般傍聴者を入れずに関係者だけで会議を行う意味と解される。また、同法第44条は、「検察審査員（中略）が、検察審査会議において検察審査員が行う評議の経過又は各検察審査員の意見（中略）若しくはその多少の数（中略）その他の職務上知り得た秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。」と規定されている。

よって、秘密とされるものは検察審査会議の評議の中身であって、出頭年月日等の検察審査会の運営全般に係る情報については、開示されるべきである。

ウ 会計検査院は、同院の関係部局の直通電話番号、最高裁判所の関係部局の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び担当職員個人の電子メールアドレスの不開示理由を、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする部外との連絡に支障を来すなどと主張しているが、これまで、このような事例があったのか。過去に、このような不都合があったから、現在、このようにしているという具体例がなければ納得がいかない。

エ 文書8をみると、会計検査院が別途決定を行うに際して、最高裁判所は、特定の被疑者名、被疑事件名及び事件番号について、現に「公に」なっているため開示相当である旨の回答をしているにもかかわらず、2号決定において、これらの情報を不開示としたのは、情報公開法の目的を否定するものであり、国民の知る権利を阻害している。しかも、私は、別途決定で、既に会計検査院から黒塗りなしの文書の提示を受けており、全く整合性に欠ける。

(2) 意見書、追加意見書及び口頭意見陳述

ア 別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯及び⑰に対応する3欄に掲げる部分は、開示されるべきである。

イ 会計検査院は、出頭年月日（検察審査会議の開催日）を不開示としている。これは検察審査会法第26条の規定を理由にするものと思われる。しかし、同規定をそのまま読めば、会議公開の原則をとるのではなく、傍聴者を入れずに関係者だけで会議をするということではないのか。裁判員裁判のように裁判を一般公開しているのと違い、検察審査会議は関係者が密室で会議を行うという意味だと解釈する。検察審査員等が検察審査会議に出席したことにより、旅費が公金から支払われることから、実際に会議が開催されたかどうかは大変に重要なことである。検察審査会議の開催日をかたくなに納税者である国民に開示しないのでは、検察審査会議が本当に開催されたかどうか国民から疑惑を持たれるのは当然である。仮に、検察審査会議の開催日を開示したからといって、検察審査員等は何ら不利益を被ることはない。なぜなら、彼らの氏名は秘匿されていて個人が特定されないからである。これを開示して困るとすれば、それは検察審査会事務局ではないのか。検察審査会の運営に不正があったことが発覚するのをおそれ、検察審査会議の開催日を明らかにできないのではないのか。

ウ 検察審査会議に出席した検察審査員等は、請求書に確認印を押すことを義務付けられている。そして、最高裁判所が作成し検察審査員等

として選ばれた者に対して配布している「検察審査会ハンドブック」中のQ & Aに、「交通費・日当の請求には印鑑が必要ですので、審査会議当日は印鑑を持参してください。」と記載されている。

よって、検察審査員等が請求書に確認印を押したその日（旅費請求日）が、検察審査会議の開催日であり、支給決定日であるから、これら三つの日付は例外があるかもしれないが、基本的には同一日と解される。旅費請求日及び支給決定日が開示になっている以上、出頭年月日だけを不開示とすることは合理的ではない。

エ 諮問庁は、追加意見書において、出頭年月日が開示され、検察審査員等が特定されてしまうと、同人らが、審査事件について、第三者から不当な圧力や影響を受け、検察審査会議において検察審査員が自由闊達な議論を行うことができなくなるおそれがあるなどと主張している。

しかし、検察審査員が勤め人ならば、任期6か月間のうち数日間は会社を休むことになり、上司や同僚に了解を得るため検察審査員に選ばれたことを告げなくてはいけない。また、それ以外であっても、家族に告げることになる。よって、検察審査員に選ばれれば、周囲の者はその者が検察審査員になったことを知ることになるが、たとえ知ったとしてもその者がどこの検察審査会で何の審査事件を審査しているかまでは分からない。検察審査員になったことを聞かされたからといって、検察審査員に不当な圧力がかけられるという理屈は考えられない。

オ 検察審査会の議決後に議決の要旨が、検察審査会事務局の掲示場に掲示されたということは、世間一般に公表されたということである。特に、社会的に耳目を集めた審査事件の議決については、報道関係者は、掲示場に掲示された議決の要旨を写真で撮り、インターネットで発信しており、誰でも情報が得られる。諮問庁は、追加意見書において、議決の要旨に検察審査会の議決日が記載され、これが掲示場に掲示されている間（7日間）は公にされている状態にあるといえるから、その間になされた開示請求に対しては開示すると主張しているが、この理屈に合理性はない。

一方で、社会的に話題にならない通常の審査事件における議決の場合、国民は、どのような審査事件が、いつどこの掲示場に掲示されるか知る由もない。仮に、社会的に耳目を集めた審査事件について開示請求をするにしても、開示請求書を提出してから開示決定等が行われ

るまで最低でも1か月を要するのに、議決の要旨が掲示場に掲示されている間になされた開示請求には開示するという諮問庁の理屈は的外れであり理解し難い。

よって、議決の要旨が掲示場に掲示されたということは、掲示期間（7日間）のみ公にされているわけではなく、当該情報がインターネットから削除されない限り発信し続けると考えるべきである。

カ 別途決定では特定の被疑者名及び被疑事件名が開示されているのに、1号決定では黒塗りとなっており、情報開示の統一性が図られていない。別途決定と1号決定の被疑者は、兩人ともに公職の身分を有する者であり、被疑事件名も同一である。

会計検査院は、意見書において、被疑者名を不開示とする理由として、このような情報が公になった場合には、個人としての権利利益を害するおそれがあるなどと主張している。しかし、別途決定では、特定の被疑者名と被疑事件名が黒塗りされずに開示されている。上記の理屈を当てはめれば、会計検査院は、氏名が開示された特定の被疑者個人の権利利益を害していることになる。審査事件によって、開示・不開示の箇所が一定ではなく、しかも明確な説明がないのは、会計検査院において恣意的な判断がされているのではないかと推測する。

なお、開示すべき対象を公職の身分を有する者としたのは、民間人と異なり権力側にいる人間であるためであり、検察審査会の議決が、検察審査会事務局や審査補助員により、結論ありきの一定方向に導かれることを防がなければならないと考えるからである。

キ 別途決定の請求書をみると、特定の被疑者名として、公職の身分を有する特定の個人の氏名が開示されている。また、その被疑事件名も開示されている。ところが、1号決定の場合、被疑者名及び被疑事件名が黒塗りされていて不開示となっている。私は、これまで、別途決定又は1号決定に係る開示請求のほか、他の検察審査会に係る同様の文書についても開示請求を行っているが、被疑者名及び被疑事件名が開示されたのは、別途決定のみである。別途決定のみを特別扱いするような開示決定等の統一性が図られない開示の仕方は、国民を混乱せしめ、中立・公正を欠いていることは情報公開制度の趣旨に反している行為である。

ク 諮問庁は、追加意見書において、被疑者名及び被疑事件名が明らかにされると、当該審査事件に係る検察審査員等ごとの旅費の請求書の

枚数が明らかになるなどして特定の審査事件の審査回数等を推知され、審査回数が少ない場合は、結論ありきの前提で十分な審査が行われていないのではないかなどとの批判を受け、また、審査回数が多い場合は、会議の遅延を理由に審査活動が批判を受けるなどと主張しているが、検察審査会議が適正に行われていれば、外部からとやかく言われようが気にする必要はない。

ケ 文書8をみると、審査補助員の解任年月日が黒塗りとなっているが、なぜ不開示なのか理解できない。審査補助員である弁護士が検察審査会議に出席した日付は、支出負担行為即支出決定決議書や請求書により明らかである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 意見書

(1) 開示決定等の経緯

ア 1号決定

本件開示請求は、24年10月12日付けで、「東京地方裁判所から提出された歳出支出証拠書類のうち、東京第三検察審査会に係る旅費、日当等の支出が明記されているもの（平成21年度4月分～7月分までの歳出支出証拠書類）」の開示を求めたものである。

これに対して、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として文書1を特定した。

文書1は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第24条第1項の規定及び計算証明規則（昭和27年会計検査院規則第3号）に基づき東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出証拠書類であることから、処分庁は、開示の可否に関して、東京地方裁判所の上位機関たる最高裁判所の意見（不開示とする部分及びその理由）を踏まえて開示決定等を行うことが必要であると考えて、最高裁判所に意見照会を行った。

そして、処分庁は、最高裁判所からの回答を踏まえて、別表の1欄に掲げる番号①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑩及び⑪に対応する3欄に掲げる部分については、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑨に対応する3欄に掲げる部分並びに請求書の「備考」欄の検察審査員等の出退情報については、情報公開法第5条第6号柱書きが規定する不開示情報に、それぞれ該当するものとして一部開示決定を行い、これを文書（24年11月22日付け240普第310号）により審査請求

人に通知した。

イ 2号決定

本件開示請求は、25年1月17日付けで、「平成23年3月4日230普第50号及び平成24年11月22日240普第310号の行政文書開示決定につき、当方に文書を開示する際、支出証拠書類の一部不開示（マスキング）について、最高裁判所に意見照会を求めたことがわかる文書とその回答書」の開示を求めたものである。

これに対して、処分庁は、本件開示請求に係る対象文書として文書2から文書8までを特定した。

文書2から文書8までは、会計検査院と最高裁判所との間における意見照会の過程の文書であることから、処分庁は、開示の可否に関する最高裁判所の意見（不開示とする部分及びその理由）を踏まえて開示決定等を行うことが必要であると考えて、最高裁判所に意見照会を行った。

そして、処分庁は、最高裁判所からの回答を踏まえて、別表の1欄に掲げる番号⑮に対応する3欄に掲げる部分及び文書8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きの審査補助員の氏名については、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分については、情報公開法第5条第1号本文が規定する不開示情報に、別表の1欄に掲げる番号⑫、⑬、⑭及び⑯に対応する3欄に掲げる部分並びに文書3、文書5及び文書8の「不開示部分一覧表」の検察審査員等の出退等情報については、情報公開法第5条第6号柱書きが規定する不開示情報に、それぞれ該当するものとして一部開示決定（文書6及び文書7は全部開示）を行い、これを文書（25年3月26日付け250普第63号）により審査請求人に通知した。

ウ 審査請求の提起

審査請求人は、原処分を不服として、25年1月21日付け及び同年5月6日付けで、それぞれ審査請求を提起した。

エ 変更処分及び審査請求の趣旨の変更

諮問庁である会計検査院長は、原処分に対する審査請求について、当審査会に諮問を行った後、最高裁判所から原処分に係る開示の可否に関する意見を変更する旨の文書が提出されたことを踏まえるなどして、25年7月12日付けで、別表の3欄に掲げる部分については、後記(3)ア及びイのとおり、情報公開法第5条第1号本文及び第6号

柱書きが規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、情報公開法第5条各号が規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断する意見書を当審査会に提出した。

処分庁である会計検査院事務総長は、当該意見書を受けて、25年8月2日付け250普第218号及び同日付け250普第219号により原処分を変更し、別表の3欄に掲げる部分を除くその他の部分を開示する旨の変更処分（文書5は全部開示）を行った。

そして、審査請求人は、原処分の変更を受けて、25年8月6日付けで、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示を維持する部分の取消しを求めるものに変更している。

(2) 本件対象文書の概要等

ア 文書1から文書8までの内容等

(ア) 文書1は、会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則に基づき、東京地方裁判所から支出計算書（官署分）の証拠書類として会計検査院に提出されたもののうち、1号決定に係る開示請求に関するもので、具体的には、21年度21年5月分から同年7月分までの支出証拠書類のうち、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した検察審査員等の旅費の支出に係る支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書、請求書等である。

(イ) 文書2は、1号決定に係る開示請求を受けて、24年10月25日付けで、会計検査院の情報公開担当者から最高裁判所の窓口担当者宛てに行った意見照会に係る電子メール本文を印刷した文書であり、最高裁判所の意見（不開示部分一覧表）の同院への送付依頼、開示決定等に係るスケジュール案、同院の情報公開担当者の連絡先等が記載されているものである。

(ウ) 文書3は、文書2に添付されている表である。このうち、「開示請求対象文書一覧（リスト）」は、文書1の枚数を、提出年月、書類名等別に科目名等と併せて表形式にリストとして示したものである。また、「不開示部分一覧表」は、文書1の不開示部分について、文書の種類、不開示部分等ごとに、根拠法令、不開示理由を表形式にして示したものである。

(エ) 文書4は、文書2及び文書3に対する回答として、24年11月9日付けで、最高裁判所の窓口担当者から会計検査院の情報公開

担当者宛てに送られた電子メール本文を印刷した文書であり、最高裁判所の意見を送付する旨に加え、最高裁判所の窓口担当者の連絡先等が記載されているものである。

(オ) 文書5は、文書4に添付されている表であり、最高裁判所の回答として、文書3のうち「不開示部分一覧表」と同様の項目を表形式にて示したものである。

(カ) 文書6は、別途決定に係る開示請求が22年12月28日付けで行われたことを受けて、23年2月24日付けで、会計検査院第1局司法検査課長から最高裁判所事務総局秘書課長宛てに意見照会を行った文書であり、同院が開示決定等をするに当たり、最高裁判所の開示の可否に関する意見（不開示とする部分及びその理由）を照会したいので回答願いたい旨等が記載されているものである。

(キ) 文書7は、文書6に対する回答として、23年3月2日付けで、最高裁判所事務総局秘書課長から会計検査院第1局司法検査課長宛てに送付された文書であり、最高裁判所の意見を回答する旨に加え、東京地方裁判所の意見に対し最高裁判所が修正した部分等についての説明等が記載されているものである。

(ク) 文書8は、文書7に添付されている表であり、最高裁判所の回答として、文書3のうち「不開示部分一覧表」及び文書5と同様の項目を表形式にて示したものである。

イ 検察審査会及び検察審査会議の概要等

検察審査会は、公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るため、地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に置くこととされており、検察官の公訴を提起しない処分（不起訴処分）の可否を審査するなどしている。

検察審査会は、管轄区域内の衆議院議員の選挙権を有する者の中からくじで選定された11人の検察審査員をもって組織される。この中から互選される検察審査会長は、検察審査会議の議長となり、検察審査会の事務を掌理している。なお、検察審査員の選定に当たっては、補欠の検察審査員として、補充員も併せて選定される。検察審査会は、検察審査員全員の出席がなければ、検察審査会議を開き議決することができないとされており、検察審査員が検察審査会議に出席しないときなどは、検察審査会長は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定することとなる。また、検察審査会は、審査を行うに当たり、法律に関する専門的な知見を補う必要があると認める

ときは、弁護士の中から審査事件ごとに1名の審査補助員を委嘱することができる」とされている。

検察審査会は、審査事件について、検察官への意見聴取、公務所等への照会、申立人又は証人への尋問等の審査手続（審査活動）を経て、その審査結果を議決することとされており、また、毎年3月、6月、9月及び12月にそれぞれ検察審査会議を開かねばならないとされている。そして、検察審査会長は、特に必要があると認めるときは、いつでも検察審査会議を招集することができる。これらの検察審査会議は、検察審査会法第26条の規定に基づき非公開とされている。

なお、検察審査会に関する経費は、裁判所の経費の一部として国の予算に計上しなければならないこととされており、検察審査員、補充員及び審査補助員には、法令の定めるところにより旅費が支給されている。

ウ 処分庁の対応

文書1から文書8までのうち、文書1、文書4、文書5、文書7及び文書8については、最高裁判所又は東京地方裁判所の作成に係るものであり、また、文書1から文書8までの全てについては、その重要な部分が検察審査会の事務に該当するものが含まれると認められる。

これらの状況等を踏まえ、また、文書1から文書8までの不開示情報該当性の有無の検討に当たっては、上記イで述べたような検察審査会の事務に関する事項に知悉していることを要することも考慮すれば、処分庁において開示決定等を行うに当たり、最高裁判所に対して意見照会を行い、その意見を踏まえて開示決定等を行ったことは、適正な対応であったものと思料される。

(3) 不開示情報該当性

諮問庁は、最高裁判所から提出された原処分に係る開示の可否に関する意見を変更する旨の文書が提出されたことを踏まえるなどして、原処分の妥当性を検討した結果、原処分において不開示とした情報のうち、別表の3欄に掲げる部分については、下記ア及びイのとおり、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きが規定する不開示情報に該当すると認められるため不開示を維持すべきであるが、その他の部分については、情報公開法第5条各号が規定する不開示情報に該当するとは認められないため開示が妥当であると判断した。

なお、審査請求人が開示すべきとする部分は、別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分

である。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

文書1、文書3及び文書8に記載されている情報について、情報公開法第5条第1号本文該当性の有無を検討すると、以下のとおりである。

- (ア) 別表の1欄に掲げる番号①及び②に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査員等の氏名、住所、振込先金融機関名、店舗名（振込先金融機関名を推認できる情報を含む。）、預貯金種別及び口座番号であり、文書1のうち債主内訳書に記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書きからハマまでに該当しないものと認められる。
- (イ) 別表の1欄に掲げる番号④、⑤、⑩及び⑪に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査員等の氏名、住所、印影又は指印の印影及び検察審査員等が検察審査会議に出席するに当たって利用する最寄駅名であり、文書1のうち請求書に記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書きからハマまでに該当しないものと認められる。
- (ウ) 別表の1欄に掲げる番号⑥に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査会長の氏名及び印影であり、文書1のうち請求書に記載されているところ、当該部分は、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書きからハマまでに該当しないものと認められる。
- (エ) 別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、東京第三検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名であり、文書1のうち一部の請求書に記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書きからハマまでに該当しないものと認められる。
- (オ) 別表の1欄に掲げる番号⑮に対応する3欄に掲げる部分は、検察審査員の姓であり、文書3の「開示請求対象文書一覧（リスト）」に記載されているところ、当該部分は、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別すること

ができるもの」であり、同号ただし書イからハマまでに該当しないものと認められる。

(カ) 別表の1欄に掲げる番号⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名並びに当該審査に伴い付与された事件番号であり、文書8の「不開示部分一覧表」の「理由」欄及び欄外注書きに記載されているところ、当該部分は、それぞれ全体として、情報公開法第5条第1号本文の「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」であり、同号ただし書イからハマまでに該当しないものと認められる。

イ 情報公開法第5条第6号柱書き該当性

文書1から文書8までに記載されている情報について、情報公開法第5条第6号柱書き該当性の有無を検討すると、以下のとおりである。

(ア) 検察審査会法第26条は、「検察審査会議は、これを公開しない。」と規定されており、別表の1欄に掲げる番号①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑭、⑮及び⑯に対応する3欄に掲げる部分には、検察審査会議の検察審査員等に関する情報、検察審査会議の開催日に関する情報、検察審査会議の審査の対象となった審査事件に関する情報、検察審査会議の審査回数に関する情報等といった検察審査会議の情報が具体的に記載されているところ、これらの情報が公になった場合には、現在又は将来の検察審査会議において、その事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分は、会計検査院において情報公開等関係の業務を担当している部局の直通電話番号であり、文書2に記載されている。当該部局においては、当該直通電話番号を各種の行政機関、独立行政法人等との連絡に用いているが、一般に公表する扱いとはしていないところである。これらの情報が公になった場合、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外等の連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分は、最高裁判所において会計検査院と連絡調整を行うなどの業務を担当している部局の直通電話番号、内線番号、FAX番号及び担当職員個人の電子メールアドレスであり、文書2及び文書4に記載されて

いる。最高裁判所においては、これらの情報を対外的に公表する扱いとしていないところであり、これらの情報が公になった場合、上記別表の1欄に掲げる番号⑫に対応する3欄に掲げる部分が公になった場合に生ずるおそれと同趣旨のおそれがあるものと認められる。

したがって、上記(ア)及び(イ)に示した情報は、「国の機関」が行う「事務」に関する情報であって、「公にすることにより」、「当該事務」の「性質上」、「当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」（情報公開法第5条第6号柱書き）に該当し、不開示情報となるものである。

(4) 部分開示の適否

処分庁は、上記(3)のとおり、別表の3欄に掲げる部分の不開示情報該当性について慎重に検討を行った上、不開示情報に該当する「ひとまとまり」の部分を除いた残りの部分を既に部分開示しており、これを更に細分化して、情報公開法第6条第1項による部分開示をすることはできない。

また、別表の1欄に掲げる番号①、②、④、⑤、⑥、⑦、⑩、⑪、⑮及び⑰に対応する3欄に掲げる部分（被疑事件名を除く。）は、特定の個人を識別することができることとなる情報に該当するため、情報公開法第6条第2項による部分開示の余地はない。

さらに、別表の1欄に掲げる番号⑦及び⑱に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑事件名は、被疑者が検察官による不起訴処分を受けたことを示す情報でもある。これらを公にした場合、当該被疑者の同僚、知人等、当該審査事件に関連した何らかの情報を承知し得る関係者には、当該被疑者が誰であるかを推測の上ではあるものの特定することができ、当該被疑者が当該審査事件の被疑者とされたこと、また、検察官による不起訴処分を受けたことを知られることとなるものであり、その結果、当該被疑者の権利利益が害されるおそれがあると認められるので、これらについても、情報公開法第6条第2項による部分開示をすることはできない。

(5) 諮問庁の所見

以上のことから、本件対象文書の一部を不開示とした変更処分は妥当である。

2 追加意見書

(1) 検察審査会の業務と開示・不開示の基本的な考え方

検察審査会は、衆議院議員の選挙権を有する一般国民の中から、くじで選ばれた11人の検察審査員により構成され、検察官による不起訴処分の当否の審査を主な業務としている。

そして、こうした業務の性質上、検察審査会の審査は、①起訴前の捜査段階の手続であることから、被疑者その他の関係人の名誉やプライバシーの保護を確保する必要がある、かつ、②捜査の延長としての面から、捜査の秘密を保護しながら行う必要がある。さらに、③検察審査員は、くじにより選ばれた一般国民であるため、審査中はもとより、審査後も審査の有り様について批判を受けたり、事件関係者等から不当な影響を受けたりすることなく、検察審査会議において自由闊達な議論ができるよう保障する必要がある。

そのため、①検察審査会は独立してその職権を行うこと（検察審査会法第3条）、②検察審査会議は、これを公開しないこと（同法第26条）、③検察審査員等が職務上知り得た秘密を漏らした場合の罰則（同法第44条）等の規定があり、検察審査会の運営は、これらの規定やその趣旨に則って行われている。そして、検察審査会に関する文書（情報）に対する開示についても、その趣旨に則って行わなければならない。

(2) 不開示情報該当性

審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示を維持する部分（別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分を除く。）の不開示情報該当性について、更に補足して説明する。

ア 別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分（出頭年月日）

(ア) 検察審査員等の任期は6か月であり、その間に、法定された検察審査会議を含め、4回以上の出席を要する。検察審査員等は、各自の仕事やその他の予定を調整して検察審査会議に出席することになり、検察審査員等の周囲の者は、検察審査員等に仕事やその他の予定に支障が生じた年月日を認識することとなる。検察審査員等の周囲の者が上記の年月日を把握し、それと複数の出頭年月日を照合すれば、当該者が検察審査員等であることが明らかとなる。

よって、出頭年月日を開示することは、他の情報との照合により、特定の個人を識別することができる個人識別情報（情報公開法第5条第1号本文）に該当するといえる。

そして、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特

定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずることとなる（情報公開法第5条第6号柱書き）。

現に、著名な審査事件において報道関係者が、検察審査会議の開催日に付近に張り込んで検察審査員を尾行したり、その後、検察審査員であった者の職場を訪れて、同人に不安を覚えさせたという事例が発生している。

- (イ) 審査請求人は、支出負担行為即支出決定決議書及び請求書に記載されている出頭年月日のうち検察審査会の議決日について、別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異なり、整合性が図られていないなどと主張している。

このような審査請求人の主張に対する反論を行うに当たり、次のとおり、その前提を記載する。

- a 出頭年月日は、前記(ア)のとおり、個人識別情報（情報公開法第5条第1号本文）に該当する。しかし、「審査の結果議決をしたときは」、「その議決後7日間当該検察審査会事務局の掲示場に議決の要旨を掲示」する（検察審査会法第40条）とされているところ、議決の要旨に検察審査会の議決日が記載され、これが掲示場に掲示されている間は、その情報は刑事手続上公にされている状態にあるといえるから、その間になされた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定によって開示することとなる。

そして、出頭年月日は、開示すると検察審査員等が特定される場所、そのようなことになると、検察審査会議における検察審査員による自由闊達な議論を阻害し、ひいては検察審査会の審査活動に支障が生ずることになるが、上記のとおり公にされている間は、開示したことによって新たに検察審査会の審査活動に支障が生ずるとはいえない。

以上のとおり、議決の要旨が掲示場に掲示されている間に開示請求がなされた場合は、検察審査会の議決日について、不開示事由は存在しないこととなる。

- b 同様に、再度の不起訴処分の審査（いわゆる第2段階の審査（検

察審査会法第41条の2第1項))において起訴議決がなされた場合(同法第41条の6)、裁判所から指定された弁護士は、「速やかに、起訴議決に係る事件について公訴を提起しなければならない」ため、当該起訴議決に係る審査事件は同法第41条の10第1項各号に規定する例外を除き、起訴され、その被疑事実については公判審理で公の目に触れる状態となる。

このように、第2段階の審査において起訴議決がなされた審査事件については、原則として、議決後に起訴され、公判審理において訴訟条件の立証の場面等で公の目に触れる状態になることが予定されていることに鑑みると、同議決の要旨に記載された情報が刑事手続上公にされている状態は、揭示期間終了によって直ちに解消されるのではなく、例外的に同事件に係る訴訟手続終了時、すなわち判決の確定までは継続していると考えることができる。このような考え方にに基づき、第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の揭示後その判決が確定するまでの間になされた開示請求については、議決の要旨で公になっている情報の限りで、前記aと同様に、例外的に開示を行う。

上記a及びbを前提に、出頭年月日のうち検察審査会の議決日の不開示情報該当性について検討すると、1号決定及び2号決定に係る開示請求は、議決の要旨の揭示期間終了後になされたものであり、当該審査事件は第2段階の審査に至らず、既に審査手続が終了した段階における開示請求であり、かつ、刑事手続上、情報が公になっている段階になされたものではない以上、前記(ア)のとおり、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)であるとともに、検察審査会の審査活動に支障が生ずる情報(同条第6号柱書き)にも該当すると判断したものである。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、議決の要旨の揭示期間終了後になされたものではあるが、当該開示請求の対象審査事件について第2段階の審査において起訴議決がなされ、その判決が確定するまでの間になされたものであるから、現に公とされている段階における開示請求であり、議決の要旨に記載された検察審査会の議決日について不開示事由が存在しないと判断し、これを開示するほかないとしたものである。

なお、別途決定において、第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の揭示後になされた開示請求

に対して、当該開示請求の対象審査事件の第1段階の議決の要旨の
掲示内容である検察審査会の議決日についても開示したが、これは、
第2段階の審査に係る議決の要旨において明らかとされており、か
つ、公判審理において公の目に触れる状態となっているからである。

(ウ) また、審査請求人は、「検察審査会ハンドブック」中のQ & Aの
記載から、旅費請求日、出頭年月日及び支給決定日は基本的に同一
日であり、旅費請求日及び支給決定日が開示されているのだから、
出頭年月日だけを不開示とすることは合理的ではないと主張してい
る。

しかし、旅費の請求は検察審査員等の出頭年月日（検察審査会議
の開催日）に限らずなされ得るものであり、その旅費請求日は、必
ずしも出頭年月日とは限らない。そして、出頭年月日は、前記(ア)
のとおり、個人識別情報（情報公開法第5条第1号本文）であると
ともに、検察審査会の審査活動に支障が生ずる情報（同条第6号柱
書き）にも該当するため、不開示と判断したものである。

イ 別表1に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分（被疑者名・被
疑事件名）

(ア) 検察審査会議の内容は、検察審査会法第26条の規定に基づき公
開していない。同条の趣旨は、前記(1)のとおり、①検察審査会の
審査が起訴前の捜査段階の手続であるため、被疑者その他の関係人
の名誉やプライバシーを保護し、②捜査の秘密を保護する必要があ
り、かつ、③検察審査会議における検察審査員による自由闊達な議
論ができるよう保障する必要があるからである。

現に、審査中の審査事件の被疑者名及び被疑事件名が明らかにな
れば、まさに検察審査会がいかなる審査事件を審査しているのが
明らかになり、事件関係者による証拠の隠滅を招いたり、検察審査
会に対して不当な圧力をかけたりするなどして、検察審査会におけ
る適正な判断を困難にし、その審査活動に支障が生ずることとなる
（情報公開法第5条第6号柱書き）。

また、議決後に、これらの情報が明らかになった場合でも起訴議
決に至っていない場合は、いわば捜査段階であることに変わりなく、
同様のことが問題となり得る。

さらに、被疑者名及び被疑事件名が明らかになることで、例えば、
当該審査事件に係る検察審査員等ごとの旅費の請求書の枚数が明ら
かになるなどして、特定の審査事件の審査回数、審査期間等、会議

の有り様を推知させてしまうものであり、審査回数が明らかになると、審査回数が少ない場合に結論ありきの前提で不十分な審査を行ったのではないかなどの批判を受けるおそれがあり、反対に、審査回数が多い場合には、会議の遅延を理由に審査活動が批判を受けたり、審査の紛糾や検察審査員の意見の多少の数等について様々な憶測を招いたりすることになる結果、検察審査員による自由闊達な議論を阻害することになりかねない（情報公開法第5条第6号柱書き）。

(イ) 審査請求人は、請求書に記載されている被疑者名及び被疑事件名について、別途決定と1号決定において開示・不開示の取扱いが異なり、整合性が図られていないなどと主張している。

しかし、被疑者名は、個人識別情報（情報公開法第5条第1号本文）であり、被疑事件名は、個人の権利利益を害するおそれ（同号本文）にそれぞれ該当するところ、1号決定に係る開示請求は、24年10月12日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件の議決日は、当該開示請求日より以前であって、議決の要旨の掲示期間を既に経過しており、しかも、同議決は起訴議決に至ったものではないことから、前記ア(イ)のとおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑者名及び被疑事件名は公にされている状態にあるといえ、これらについて不開示事由は存在しない。

以上の相違点から、異なる対応となった。

ウ 別表の1欄に掲げる番号⑩に対応する3欄に掲げる部分（解任年月日）

検察審査会が、委嘱の必要がなくなると認めるとき、又は審査補助員に引き続きその職務を行わせることが適当でないと認めるときは、これを解嘱することができる（検察審査会法第39条の3）とされており、解嘱は、検察審査会の議決によって行われる。

解任年月日（解嘱年月日）は、解嘱の議決がされた日であり、解任年月日（解嘱年月日）を明らかにすることは、検察審査会議の開催日

(出頭年月日)を明らかにすることとなる。

よって、前記ア(ア)のとおり、出頭年月日は、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)に該当し、また、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては検察審査会の審査活動に支障が生ずることとなる(情報公開法第5条第6号柱書き)。

エ 別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分(被疑者名・事件番号)

文書8の「不開示部分一覧表」の「理由」欄及び欄外注書きの被疑者名並びに欄外注書きの事件番号については不開示としている一方で、別途決定では、特定の被疑者名及び事件番号を開示しているが、下記の相違点から、異なる対応となったところである。

被疑者名及び事件番号は、個人識別情報(情報公開法第5条第1号本文)に該当するところ、2号決定に係る開示請求は、25年1月17日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は、既に判決確定により訴訟手続が終了していることから、前記ア(イ)のとおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑者名及び事件番号は公にされている状態にあるといえ、これらについて不開示事由は存在しない。

オ 別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分(被疑事件名)

文書8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きの被疑事件名については不開示としている一方で、別途決定では、特定の被疑事件名を開示しているが、下記の相違点から、異なる対応となったところである。

被疑事件名は、個人の権利利益を害するおそれ(情報公開法第5条第1号本文)に該当するところ、2号決定に係る開示請求は、25年

1月17日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は、既に判決確定により訴訟手続が終了していることから、前記ア(イ)のとおり、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

これに対して、別途決定に係る開示請求は、22年12月28日になされたものであり、当該開示請求の対象審査事件は第2段階の審査における議決で起訴議決に至り、起訴議決に係る議決の要旨の掲示後その判決が確定するまでの間になされたものであるから、前記ア(イ)のとおり、議決の要旨に記載された特定の被疑事件名は公にされている状態にあるといえ、これについて不開示事由は存在しない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成25年(情)諮問第1号及び平成25年(情)諮問第2号を併合して、調査審議を行った。

- ① 平成25年 2月 6日 諮問書の收受(諮問第1号)
- ② 同年 5月27日 諮問書の收受(諮問第2号)
- ③ 同年 6月10日 諮問第1号及び第2号の併合
- ④ 同年 7月12日 諮問庁から意見書を收受
- ⑤ 同年 7月23日 委員交代に伴う所要の手続の実施、諮問庁の職員(会計検査院第1局司法検査課長ほか)からの口頭説明の聴取、本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年 8月19日 諮問庁から諮問内容の一部変更についての通知を收受
- ⑦ 同年 8月30日 審査請求人から意見書を收受及び審議
- ⑧ 同年10月30日 審査請求人からの口頭意見陳述の聴取及び審議
- ⑨ 同年12月 2日 審議
- ⑩ 平成26年 1月27日 諮問庁から追加意見書を收受
- ⑪ 同年 2月10日 諮問庁の職員(会計検査院第1局司法検査課長ほか)からの口頭説明の聴取及び審議
- ⑫ 同年 3月17日 審査請求人から追加意見書を收受
- ⑬ 同年 4月21日 審議
- ⑭ 同年 6月24日 審議
- ⑮ 同年 7月23日 審議
- ⑯ 同年 9月16日 審議

⑰ 同年 10 月 28 日 審議

⑱ 同年 12 月 2 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 諮問の経緯及び当審査会の判断の対象について

処分庁は、24 年 10 月 12 日付け開示請求及び 25 年 1 月 17 日付け開示請求を受けて、本件対象文書（文書 1 及び文書 2 から文書 8 まで）を特定し、それぞれその一部を不開示とする旨の原処分（1 号決定及び 2 号決定。文書 6 及び文書 7 は全部開示）を行った。そして、これらに対する審査請求を受けて、諮問庁は当審査会に対する諮問を行った。

その後、処分庁は、諮問後に当審査会に提出された諮問庁の意見書を踏まえて、本件対象文書の一部を開示する旨の変更処分（文書 5 は全部開示）を行った。

これを受けて、審査請求人は、本件審査請求の趣旨を、原処分のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされている部分の取消しを求めるものに変更しているため、以下、当該不開示部分について、その当否を検討することとする。

2 文書 1、文書 2、文書 3、文書 4 及び文書 8 について

本件対象文書のうち、審査請求人が開示すべきとする部分で、変更処分後もなお不開示とされている部分に係る文書は、以下のとおりである。

(1) 文書 1

文書 1 は、東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出計算書（官署分）の証拠書類（21 年度 21 年 5 月分から同年 7 月分まで）のうち、東京第三検察審査会が開催した検察審査会議に出席した検察審査員等の旅費の支出に係る文書であり、各月別に、表紙、支出負担行為即支出決定決議書、債主内訳書及び検察審査員等ごとの旅費の請求書の各書類から構成されている。

当審査会において文書 1 を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の 1 欄に掲げる番号③、⑦及び⑧に対応する 3 欄に掲げる部分であると認められる。

(2) 文書 2

文書 2 は、1 号決定に係る開示請求が 24 年 10 月 12 日付けで行われ、当該開示請求の対象文書として文書 1 を特定したところ、文書 1 は東京地方裁判所が作成した支出証拠書類であることを踏まえ、開示の可否に関し、その上位機関である最高裁判所の意見（不開示とする部分及

びその理由)を聴取するため、同月25日付けで、会計検査院の情報公開担当者から最高裁判所の窓口担当者宛てに行った意見照会に係る電子メール本文を印刷した文書である。

そして、文書2には、最高裁判所の意見(不開示部分一覧表)を会計検査院宛てに送付することを求める旨、開示決定等に係るスケジュール案、同院の情報公開担当者の連絡先、最高裁判所の窓口担当者の連絡先等が記載されている。

当審査会において文書2を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(3) 文書3

文書3は、文書2に添付されている「開示請求対象文書一覧(リスト)」及び「不開示部分一覧表」である。

このうち、「開示請求対象文書一覧(リスト)」は、1号決定に係る開示請求の対象文書として特定した文書1である支出証拠書類に記載されている情報を、提出年月、書類名、予算科目等ごとに表形式に整理した文書である。また、「不開示部分一覧表」は、文書1の不開示部分について、書類の種類、不開示部分等ごとに、根拠法令、不開示理由を表形式に整理した文書である。

当審査会において文書3を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑭に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(4) 文書4

文書4は、文書2及び文書3に対する回答として、24年11月9日付けで、最高裁判所の窓口担当者から会計検査院の情報公開担当者宛てに送られた電子メール本文を印刷した文書である。

そして、文書4には、最高裁判所の窓口担当者の連絡先等が記載されている。

当審査会において文書4を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑮に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

(5) 文書8

処分庁は、別途決定に係る開示請求が22年12月28日付けで行われたことを受けて、当該開示請求の対象文書として、特定の年月に東京地方裁判所から会計検査院に提出された支出証拠書類のうち特定の検察審査会に係る検察審査員等の旅費の支出が明記されている文書を特定し、最高裁判所の意見を聴取するため、23年2月24日付けで、会計検査院第1局司法検査課長から最高裁判所事務総局秘書課長宛てに文書による意見照会を行っている（文書6）。その後、同年3月2日付けで、最高裁判所事務総局秘書課長から会計検査院第1局司法検査課長宛てに文書による回答が行われている（文書7）。

そして、文書8は、上記の最高裁判所による回答文書に添付されている「不開示部分一覧表」であり、文書3のうち「不開示部分一覧表」と同様の項目を表形式に整理した文書である。

当審査会において文書8を見分したところ、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号⑩、⑪及び⑫に対応する3欄に掲げる部分であると認められる。

3 不開示情報該当性について

審査請求人が開示すべきとする部分のうち、変更処分後もなお不開示とされている部分は、別表の1欄に掲げる番号③、⑦、⑧、⑫、⑬、⑭、⑯、⑰及び⑱に対応する3欄に掲げる部分であるため、以下、これら不開示部分の不開示情報該当性について検討することとする。

(1) 別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分（出頭年月日）

別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、東京第三検察審査会の検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日（出頭年月日）、すなわち検察審査会議の開催日であり、文書1のうち支出負担行為即支出決定決議書の「摘要」欄、文書1のうち請求書の「出頭年月日」欄及び文書3の「開示請求対象文書一覧（リスト）」の「摘要」欄にそれぞれ記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書き該当性

(ア) 諮問庁は、次の理由により、情報公開法第5条第1号本文及び第6号柱書きに該当すると説明している。

検察審査員等の任期は6か月であり、その間に、法定された検察審査会議を含め、4回以上の出席を要する。検察審査員等は、各自の仕事やその他の予定を調整して検察審査会議に出席することにな

り、検察審査員等の周囲の者は、検察審査員等に仕事やその他の予定に支障が生じた年月日を認識することとなる。検察審査員等の周囲の者が上記の年月日を把握し、それと複数の出頭年月日を照合すれば、当該者が検察審査員等であることが明らかとなる。

また、出頭年月日が開示されることにより、検察審査員等が特定されてしまうと同人らが、第三者から、現に審査中の審査事件について不当な圧力や影響を受けたり、過去に審査を行った審査事件について不当な批判を受けたりするおそれがあるため、検察審査員等がそのような事態をおそれて検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずることになる。

- (イ) 当審査会において検討したところ、検察審査員等は、衆議院議員の選挙権を有する一般国民の中からくじで選定された者であるため、当該検察審査員等の職業や職場形態、更には生活場所（居住地）等について様々な事情や状況が認められることなどに鑑みると、検察審査員等の仕事やその他の予定によっては、同僚、知人等の周囲の者がこれら仕事等に支障が生じた年月日を把握し、これと出頭年月日を照合することにより、この者が検察審査員等であると特定されるおそれがあるという諮問庁の主張も決して理由のないものではないと考えられる。

そして、検察審査会は、検察官による不起訴処分の当否を審査する機関であり、その議決によっては被疑者が起訴されることとなる。このため、現に審査中の審査事件に係る検察審査員が特定された場合は、事件関係者等が、審査事件の議決を自らの望む内容にしようとして、検察審査員に対して、不当な圧力や影響を与えるおそれがあり、また、審査の終了している審査事件に係る検察審査員が特定された場合も、事件関係者等が、審査を行った検察審査員に対して、不当な批判を行うなどのおそれがある。これらのことから、検察審査員が検察審査会議において自由闊達に議論することができなくなり、ひいては、検察審査会の審査活動に支障が生ずるおそれがあることも否定できないと考えられる。

また、補充員は、検察審査員とともに選定される補欠の検察審査員であり、また、検察審査会は、11人の検察審査員全員の出席がなければ、検察審査会議を開催することができないこととされているため、検察審査員が検察審査会議を欠席した場合、検察審査会長

は、補充員の中からくじで臨時に検察審査員の職務を行う者を選定することとなっている。このため、上記のような検察審査員に対する不当な圧力や批判等に係るおそれは、補充員にもそのまま当てはまるものと考えられる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するとともに、同条第6号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報」であって、「公にすることにより」、検察審査会の審査活動という「当該事務」「の性質上」、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

(ア) 諮問庁によると、検察審査会は、審査事件の議決後に、議決の要旨を当該検察審査会事務局の掲示場に7日間掲示することとされているが、議決の要旨に記載する内容は、法令に定められておらず、当該検察審査会の判断により決めることとされていて、一般には、事件番号、被疑事件名、議決日、被疑者名、議決の趣旨及び理由等が記載されるとのことである。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査会の議決日は、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当しないと認められる。

(イ) 出頭年月日のうち検察審査会の議決日は、一般には、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されているが、諮問庁は、次の理由により、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当しないと説明している。

1号決定に係る開示請求は、24年10月12日になされたものであり、2号決定に係る開示請求は、25年1月17日になされたものである。いずれも、当該開示請求の対象審査事件の議決日は、当該開示請求日より以前であって、議決の要旨の掲示期間(7日間)を既に経過しており、しかも、同議決は起訴議決に至ったものではないことから、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査会の議決日は、開示請求時において公にされている情報とはいえない。

そして、このような諮問庁の説明は、前記第3の2(2)ア(i)a及びbのとおり、次のような考え方を前提としている。

- ① 検察審査会法第40条の規定を踏まえ、事件番号、被疑事件名、議決日、被疑者名、議決の趣旨及び理由等が議決の要旨に記載され、これが掲示場に掲示されている間（7日間）は、これらの情報は刑事手続上公にされている状態にあるといえるから、この間になされた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により、これらの情報を開示する。
 - ② これに対して、第2段階の審査において起訴議決がなされた審査事件の場合は、議決後に起訴され、裁判という公判審理において公の目に触れることが予定されていることに鑑み、同議決の要旨に記載された情報（議決日等）が刑事手続上公にされている状態は、掲示期間（7日間）の終了によって解消されるのではなく、例外的に、判決の確定まで継続していると考えられる。このため、当該審査事件について、判決の確定までに行われた開示請求に対しては、情報公開法第5条第1号ただし書イの規定により、これらの情報を開示する。
- (ウ) 当審査会において検討したところ、掲示場に掲示される議決の要旨は、検察審査会自らによる公表であるから、当該議決の要旨に記載された情報は、原則として、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当すると認められる。

もともと、情報公開法第5条第1号ただし書イの公にされている情報とは、現に公表されていると評価し得る場合を意味するものであり、過去のある時点で公表され、一時的に公衆の知り得る状態に置かれたとしても、公表の時点から時間が経過するに従い、社会的影響が薄れ、他方、被疑者等の権利利益を守る必要性が増すことも考えられるので、公表後、相当の期間が経過したような場合においては、もはや公にされている情報には該当しないと評価すべき場合も十分にあり得ると考えられる。

また、裁判の公開は、裁判の公正と司法権に対する信頼を確保することなどの基本的な理念に基づき実施されているものである。そして、その限度において、当該裁判の被告人やその関係者はプライバシーが開被されるなど一定の不利益を受けざるを得ないが、それを超えて、個人の名誉や信用に直接かかわる個人情報である裁判を受けたという事実がいかなる場面及びいかなる時点においても一般

的に公表されるべきものであるということとはできないと考えられる。

よって、一般に、議決の要旨に記載され掲示場に掲示された情報（議決日等）が、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するか否かについては、議決の要旨の記載内容、掲示場に掲示され公表されてから開示請求までに経過した期間等を考慮して判断すべきであると認められる。

このため、上記(イ)のような諮問庁の説明、すなわち、議決の要旨が掲示場に掲示されている間（7日間）に開示請求が行われた場合又は第2段階の審査で起訴議決がなされた審査事件において判決が確定するまでの間に開示請求が行われた場合は、議決の要旨に記載された情報を情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当するとして開示すると解することは、情報公開制度の趣旨に鑑み、適当ではないと認められる。

そこで、改めて、本件についてみると、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分のうち東京第三検察審査会の議決日については、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから、1号決定及び2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の対象審査事件に係る社会的影響や社会一般の関心や記憶は薄れ、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、情報公開法第5条第1号ただし書イの慣行として公にされている情報に該当しないと解するのが相当である。

なお、審査請求人は、検察審査会の議決日について、社会的に耳目を集めた審査事件の場合、報道機関等は、掲示場に掲示された議決の要旨を写真で撮り、インターネットで発信していて、誰でも当該情報を見ることができるので、当該情報がインターネットから削除されない限り、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当し、開示すべきであると主張している。しかしながら、このようなインターネットで発信されている情報は、あくまで報道機関等がその取材に基づき独自に報道しているものであり、検察審査会自らが公表しているものではないことから、それをもって、当該情報が情報公開法第5条第1号ただし書イに該当すると認めることはできない。

ウ 情報公開法第5条第1号ただし書ハ該当性

検察審査員等は非常勤の国家公務員とされているため、検察審査員

等が検察審査会議に出席した年月日（出頭年月日）が、情報公開法第5条第1号ただし書ハの職務の遂行に係る情報に該当するか否かについて、以下、検討することとする。

出頭年月日は、一面として、公務員である検察審査員等が検察審査会議に出席した事実としての性質があり、その限りにおいては職務の遂行に係る情報に該当すると認められる。他面、検察審査員等は、くじにより選ばれた一般国民であり、また、その任期は6か月と短期間であることなど、通常の公務員とは異なる特性を有していることを踏まえると、出頭年月日は、当該一般国民としての個人に関する情報であって職務の遂行に係る情報には当たらない性質を有しているとも考えることができる。

そもそも情報公開法第5条第1号ただし書ハの趣旨は、公務遂行の主体である公務員等の職務活動の過程又は結果が記載された行政文書を開示して政府の諸活動を説明する責務を全うされるようにする要請と、公務員等についても個人としての権利利益を十分に保護する必要があるという要請との両者の調和を図る観点から、当該公務員等の職務の遂行に係る情報を開示することである。

よって、前記の二面性を有する出頭年月日について、一般国民としての個人に関する情報である面を考慮し、個人の権利利益を害することとなる情報として不開示とすることが許容されるものと解されるため、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書ハに該当しないと認められる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号③、⑧及び⑭に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イ及びハに該当しないものであり、また、同号ただし書ロにも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当し、また、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報にも該当すると認められる。

これに対して、これらの部分に記載された情報のうち年の記載部分については、1号決定に係る行政文書開示決定通知書の「開示する行政文書の名称」欄に記載されている情報又は文書3に係る開示情報から容易に推測することができ、また、仮にこれを公にしたとしても、検察審査員等の個人を特定できるおそれ（情報公開法第5条第1号本文）や検察審査会の事務に支障を及ぼすおそれ（同条第6号柱書き）は認められないため、情報公開法に規定する不開示情報に該当せず、開示することが妥当である。

(2) 別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分（被疑者名・被疑事件名）

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、東京第三検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び被疑事件名であり、文書1のうち一部の請求書に記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑者名は、東京第三検察審査会の審査の対象となった特定の個人の氏名であるため、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

また、別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑事件名は、東京第三検察審査会の審査の対象となった特定の審査事件の類型別の名称であり、当該審査事件の被疑者個人に関する情報であって、特定の個人（被疑者）を識別することができる情報であるとはいえないが、これを公にすれば、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、東京第三検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されている。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(イ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから1号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑦に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、情報公開法第5条第6号柱書きについて判断するまでもなく、同条第1号本文に

規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (3) 別表の 1 欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する 3 欄に掲げる部分（直通電話番号等）

別表の 1 欄に掲げる番号⑫に対応する 3 欄に掲げる部分は、会計検査院において情報公開等関係の業務を担当している部局の直通電話番号であり、文書 2 に記載されている。また、別表の 1 欄に掲げる番号⑬に対応する 3 欄に掲げる部分は、最高裁判所において会計検査院と連絡調整を行うなどの業務を担当している部局の直通電話番号、内線番号、FAX 番号及び担当職員個人の電子メールアドレスであり、文書 2 及び文書 4 に記載されている。

別表の 1 欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する 3 欄に掲げる部分は、いずれも一般に公にされておらず、また、仮にこれらの部分に記載された情報を公にすると、本来の担当業務以外の意見や相談等の電話、FAX 及び電子メールの対応に追われ、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別表の 1 欄に掲げる番号⑫及び⑬に対応する 3 欄に掲げる部分は、情報公開法第 5 条第 6 号柱書きに規定する「国の機関」「が行う事務」「に関する情報であって、公にすることにより」、情報公開等関係や連絡調整等の業務という「当該事務」「の性質上」、その「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められることから、情報公開法に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (4) 別表の 1 欄に掲げる番号⑭に対応する 3 欄に掲げる部分（解任年月日）

別表の 1 欄に掲げる番号⑭に対応する 3 欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の審査補助員の解任年月日であり、文書 8 の「不開示部分一覧表」の「不開示とする部分」欄に記載されている。

検察審査会は、法律に関する専門的な知見を補うために弁護士の中から委嘱した審査補助員を、委嘱の必要がなくなったなどの場合に解嘱することができることとされている。そして、この解嘱は、検察審査会の議決により行われるため、審査補助員の解任年月日（解嘱年月日）は、すなわち検察審査会議の開催日であり、検察審査員等が検察審査会議に出席した年月日（出頭年月日）となる。

このため、審査補助員の解任年月日を公にすると、前記(1)と同様に、検察審査員等の個人を特定できるおそれや検察審査会の事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑯に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イからハまでに該当しないことから、同号本文に規定する不開示情報に該当し、また、情報公開法第5条第6号柱書きに規定する不開示情報にも該当すると認められる。

(5) 別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分（被疑者名・事件番号）

別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑者名及び当該審査に伴い付与された事件番号であり、文書8の「不開示部分一覧表」の「理由」欄及び欄外注書きに記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分のうち被疑者名は、前記(2)アと同様に、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

また、別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分のうち事件番号は、一つの検察審査会において、同一のものが重複して付されることはなく、検察審査会名とその事件番号が判明すれば、当該審査事件の被疑者を特定することができると考えられるため、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」に該当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されている。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(ウ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑰に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、

同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当すると認められる。

- (6) 別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分(被疑事件名)
別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の審査の対象となった被疑事件名であり、文書8の「不開示部分一覧表」の欄外注書きに記載されている。

ア 情報公開法第5条第1号本文該当性

別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分は、前記(2)アと同様に、情報公開法第5条第1号本文に規定する「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当すると認められる。

イ 情報公開法第5条第1号ただし書イ該当性

別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分は、別途決定に係る特定の検察審査会の議決後、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されている。

しかし、この部分に記載された情報については、前記(1)イ(ア)及び(ウ)と同様に、情報公開法第5条第1号ただし書イの法令の規定により公にされている情報に該当せず、また、議決の要旨に記載され掲示場に掲示されてから2号決定に係る開示請求がなされるまでに相当の期間が経過しており、当該開示請求の時点で公衆が知り得る状態に置かれていたとはいえなくなっていると認められることから、慣行として公にされている情報にも該当しないと解するのが相当である。

したがって、別表の1欄に掲げる番号⑱に対応する3欄に掲げる部分は、情報公開法第5条第1号ただし書イに該当しないものであり、また、同号ただし書ロ又はハにも該当しないと認められることから、同号本文に規定する不開示情報に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、別途決定と1号決定における特定の被疑者は、両人とも公職の身分を有する者であるにもかかわらず、特定の被疑者名及び被疑事件名について、別途決定では開示され、1号決定では不開示とされていて、情報開示の統一が図られていない、また、公職の身分を有する者は民間人と異なり権力側にいる人間であり、検察審査会の議決が、検察審査会事務局や審査補助員により、結論ありきの一定方向に導かれることを防がなければならないなど主張している。これは、

これらの情報を開示することが、検察審査会の審査活動や議決等を検証するという公益に合致することから、情報公開法第7条に規定する公益上の理由による裁量的開示を行うべき場合に当たるとする趣旨の主張を含むものと解される。

本件について、仮に審査請求人が開示すべきとする部分に公職の身分を有する者の氏名や当該者に係る被疑事件名が含まれているとして検討すると、一般に、公職の身分を有する者の氏名等を開示することにより審査請求人が主張するような効果が期待できる場合もあり得ると考えられる。

しかし、検察審査会の審査の対象となったという情報は、個人の名誉や信用に直接に影響を与える個人に関する情報であり、逮捕歴等と同じく、個人のプライバシーのうち最も他人に知られたくないものの一つであることから、その取扱いには格別の慎重さが要求されるものであると考えられる。

したがって、情報公開法第7条の規定を適用して、これらの情報を開示することにより得られる利益は、一定程度あるといえるものの、これらの情報を不開示とすることにより得られる利益を上回ると認めるに足りるだけの公益性が特にあるとまでは認められず、審査請求人の主張は採用することができない。

その他、審査請求人は種々の主張をするが、いずれも当審査会の結論を左右するものとは認められない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、諮問庁がなお不開示としている部分について、別表の4欄に掲げる部分は開示することが妥当であるが、その余の部分は不開示としたことが妥当であると判断した。

会計検査院情報公開・個人情報保護審査会

委員 山 舗 弥一郎

委員 山 岸 敬 子

委員 大 塚 成 男

(別表)

1 番号	2 文書の区分	3 諮問庁がなお不開示 としている部分	4 左のうち開示する ことが妥当な部分
①	文書 1 (平成 25 年(情) 諮問第 1 号)	債主内訳書の振込先金融 機関名、店舗名、預貯金 種別及び口座番号	—
②		債主内訳書の「債主」欄 の氏名及び住所	—
③		支出負担行為即支出決定 決議書の「摘要」欄の出 頭年月日	年の記載部分
④		請求書の「請求者」欄の 氏名及び住所	—
⑤		請求書の「請求者」欄及 び欄外にある印影又は指 印の印影	—
⑥		請求書の「支給決定」欄 の檢察審査会長の氏名及 び印影	—
⑦		請求書の被疑者名及び被 疑事件名	なし
⑧		請求書の「出頭年月日」 欄の出頭年月日	年の記載部分
⑨		請求書の「事由」欄の日 当の日数	—
⑩		請求書の「事由」欄の鉄 道賃等に記載された駅名 の一部	—
⑪		請求書の「備考」欄の補 充員に係る印影	—
⑫	文書 2 (平成 25 年(情) 諮問第 2 号)	会計検査院の関係部局の 直通電話番号	なし
⑬	文書 2 及び文書 4 (平成 25 年(情) 諮問第 2 号)	最高裁判所の関係部局の 直通電話番号、内線番号、 F A X 番号及び担当職員 個人の電子メールアドレス	なし

(注) 4 欄のうち「—」の部分は、審査請求人が開示を求めているため、
検討の対象としていないことを示している。

1 番号	2 文書の区分	3 諮問庁がなお不開示 としている部分	4 左のうち開示する ことが妥当な部分
⑭	文書 3 (平成 25 年(情) 諮問第 2 号)	「開示請求対象文書一覧 (リスト)」の「摘要」欄 の出頭年月日	年の記載部分
⑮		「開示請求対象文書一覧 (リスト)」の「その他」 欄の検察審査員の姓	—
⑯	文書 8 (平成 25 年(情) 諮問第 2 号)	「不開示部分一覧表」の 「不開示とする部分」欄 の審査補助員の解任年月 日	なし
⑰		「不開示部分一覧表」の 「理由」欄及び欄外注書 きの被疑者名並びに欄外 注書きの事件番号	なし
⑱		「不開示部分一覧表」の 欄外注書きの被疑事件名	なし

(注) 4 欄のうち「—」の部分は、審査請求人が開示を求めているため、検討の対象としていないことを示している。